Vol. 114 2019 1月発行

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088·823·9484 FAX:088·823·9031



して、一点のでは、一点 農業経営なる、全農地の、全農地の に 営 化 続 表 数 が れ の 約 3

いから厚くお礼申し上げます。 心から厚くお礼申し上げます。 心から厚くお礼申し上げます。 しい体制となってから1年半が過ぎました。当初心配されていました農地利用最適化推進委員との連携したが、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、人と農地に関する問題が深刻化ら、企業れた団塊の世代が後期高齢者になる2025年を境に、さらに加速化することが懸念されており、6年後以降の農業・農地の姿に危機感を持っています。 おにけ Pし上げます。 理解とご協力を賜り、 から農業委員会活動 とお慶び申るでとうございでとうござい しかい な新

月から施行されました。
これによって、農地の共有持分の過半を有する者が不明な場合、市町村長の要請により農業委員会の行う村長の要請により農業委員会の行う村長の要請により農業委員会の行う村長の要請により農業委員会の行う大力になりました。
おうになりました。あわせて、共有とのかを考えると不安はつきないところですが、一つひとつの取組や成果を重ね、農業者や地域の期待に少しでも応えていくことが大切だと考えています。

「は頭の皆様のお力添えや励ましのお言葉をいただきながら、この1年気持ちを新たに頑張ってまいります。なお一層のご指導、ご協力を賜ります。
なお一層のご指導、ご協力を賜ります。
は、大切だとも当委員会へので、どうか今後とも当委員会へのます。 い申し上げますとただきながら、これが今後とも当委員だに頑張ってまいただきながら、これが今後とも当委員だに頑張ってまいたがら後とも当委員だにがあるがあれた。 をおおがり申し、 とも当委員会へのとも当委員会へのとも当委員会へのとも当委員会へのともともに、 とがますとともに、 とがまながら、この1年 ながら、この1年

→11



8

高知市農業委員 会



雲南市農業委員会へ視察研修 空き家付き農地制度などについて学ぶ

高知市農業委員会は、平成30年8月28日に島根県雲南市農業委員会(加藤一郎会長)を訪問し、 同委員会の先進的な取組について研修を行いました。

雲南市は、遊休農地対策として、空き家と周辺の遊休農地をセットで売買する場合、農地法に基 づく農地取得の下限面積を引き下げて全国最小の1アールに設定し、農地の取得を希望する移住者 のニーズに応える取組で全国的に注目されています。

研修では、制度実施までの経過や活用事例など詳しい 取組内容を紹介いただいた後に質疑応答となり、制度の 効果や課題などについて、高知市農業委員、農地利用最 適化推進委員から多くの質問が出ていました。

そのほか農地パトロールの実施状況など、お互いの活 動事例を交えながら活発な意見交換ができ、今後の農業 委員会活動の参考となる有意義な研修となりました。



「高知市農業を考える集い(移動農業委員会)」にご参加ください

高知市農業委員会では、農業者の皆さんの声を聞き、 地区の現状と問題点を共有するとともに、高知市の農業 行政をはじめさまざまな施策への理解を深めてもらうこ とを目的に、「農業を考える集い(移動農業委員会) | を開催しています。今年も2月から各地区で開催します ので、ぜひご参加ください!



こんなときに経営移譲年金が支給停止になります ~実体を伴った経営移譲が必要です!~

経営移譲年金は、後継者または第三者へ経営移譲することにより受給できる年金であり、単に農 地等の権利名義を変えるだけでなく、実体を伴った経営移譲であることが必要です。

- 1 受給者が農業経営を再開した場合
- (例) ①受給者が新たに農地等を取得したとき
 - ②下記(※)の名義が受給者本人になっているとき
- (※)農業所得の税務申告者、経営所得安定対策の申請者、農業共済、人・農地プランの中心経営 体、認定農業者等
- 2 農地所有適格法人(旧農業生産法人)の組合員、社員、または株主になった場合
- 3 後継者等に貸し付けて経営移譲した農地等の返還を受けた場合
- (例) ①後継者が農業経営を廃止したとき
 - ②後継者が耕作できない遠隔地に転出したとき
 - ③農地等を転用したとき
 - ④農地等を第三者に売ったとき
- 4 現況届を提出しなかった場合

支給停止にならない場合もありますので、詳しくは農業委員会(正823-9484)にお尋ねください。

4

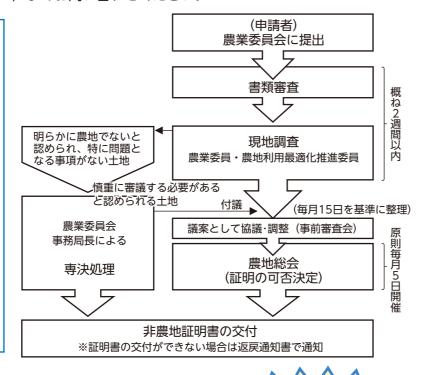
4月1日から非農地証明書の取扱いが変わります

高知市農業委員会では、非農地証明書交付の事務処理要領を見直し、4月から新たな運用を始め ます。非農地証明書の申請から交付までの手続きは、4月1日から下図のように変更となります。 詳しくは農業委員会(TEL823-9484)までお問い合わせください。

非農地証明書とは?

登記簿上の地目が「田」や「畑」で あり、何らかの理由で非農地の状態が 長期間続いている土地について、一定 の要件を満たしてる場合には、土地所 有者の申請により、農業委員会におい て現地が既に農地ではないことを証明 する「非農地証明書」を交付していま す。

この手続きは、農地法上の転用許可 を適用しないことが適当と認められる 十地で非農地である一定要件を満たし ている場合に限り、農地法と不動産登 記法の円滑な運用を目的として、証明 書の交付を行うものです。



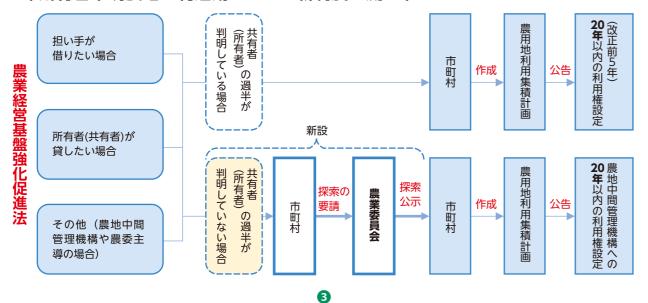
農業経営基盤強化促進法が改正

平成30年 11月16日から施行 所有者不明の農地を農地中間管理機構に貸し付け可能に

昨年の農業経営基盤強化促進法の改正によって、共有持分の過半を有する者の同意によって、設 定することができる賃借権等の存続期間の規定が変更となりました。これまで、存続期間の上限は 5年とされていましたが、今後は20年までの期間で賃借権等を設定できることとなります。

また、相続未登記農地等は、共有者の探索などが妨げとなって農地の集積・集約化を阻む原因と なっていましたが、共有持分の過半を確知することができない共有者不明の農地は、固定資産税等 を負担している者等が農地中間管理機構に貸し付けできるよう、農業委員会の探索と公示を経て、 不明な共有者の同意を得たとみなすことができる取り扱いになりました。

〈所有者不明農地の利活用のための新制度の流れ〉



平成31年度における高知市農業施策等に関する意見書を提出

平成30年10月24日、高知市農業委員会は「平成31年度における高知市農業施策等に関する意見書」 を岡崎市長に手渡しました。意見書の主な内容は次のとおりです。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望

「人・農地プラン |への取組強化、耕作道整備等による優良農地確保のための支援など 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望

拡大する有害鳥獣被害に対する防止対策の拡充、竹林被害対策を担当する部署の設置 新規参入の促進に関する要望

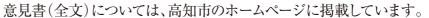
新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくり、中山間地域の農業経営を持続させ るための取組など

2 高知市の農業発展に関する要望

市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の導入、学校給食米の全量高知市産使用・市単 独の支援事業創設、高齢者施設等の市内事業所への高知市産農 産物の販路拡大、農業振興地域整備計画の変更手続きの改善な

3 国・県への要望

食料自給力向上のための施策の拡充、農業次世代人材投資事 業の制度見直し、春野地域における新川川流域の治水対策の早期 完成など





農業委員会と市議会議員との意見交換会を実施

平成30年11月27日に、市議会からのお力添えもいただいて、農業委員会と高知市議会議員との意見 交換会を行いました。

この会は、農業委員会が市長に提出した意見書の要望事項実現に向けて、市議会議員のお力添え をいただくために昨年度から開催されているもので、今年度は第2回の開催となりました。

当日は、新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくりや、中山間地域の農業経営に対 する支援、学校給食米の全量高知市産使用などを中心に意見交換を行いました。農業委員、市議会議 **員双方から活発な発言があり、高知市の農業が抱える課題についてお互いの認識を深めることができ** ました。

農業委員会の大野会長は「大変有意義な会となった。この意見交換会が途切れることのないよう、 今後も引き続き開催をお願いしたい。|と述べ、これを両者が確認して閉会しました。



